

令和4年度 第3回差別事象検討小委員会

日 時 令和4年9月12日(月) 午後1時30分～3時00分
場 所 鳥取県庁第2庁舎6階 第36会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 『「バイアス、ミナオス？」
～資料解説、そしてバイアスとデマ・誹謗中傷問題～』
公益社団法人 鳥取県人権文化センター
次長兼上席専任研究員 尾崎 真理子 様

(2) 意見交換

3 その他

4 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

氏名	所属・活動等	9/12 出欠
あらます 荒益 <small>まさのぶ</small> 正信	前鳥取県人権教育アドバイザー	出席
いけたに 池谷 <small>ちえ</small> 千恵	鳥取看護大学、鳥取短期大学ヘルスサポートセンター 専任カウンセラー	欠席
きたむら 北村 <small>ひでのり</small> 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取短期大学非常勤講師	出席
なかい 中井 <small>ひろし</small> 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	出席
まつだ 松田 <small>ひろあき</small> 博明	大山町人権交流センター所長	出席
やまもと 山本 <small>まさき</small> 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	出席

6名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
小林 靖尚	人権局 局長	
古田 慎一	人権局 人権・同和対策課長	
石上 伸之	人権局 人権・同和対策課長補佐	
長池 真由美	人権局 人権・同和対策課同和対策担当課長補佐	
荒砂 茂徳	人権局 人権・同和対策課 人権相談担当係長	

「バイアス、ミナオス？」

— 資料解説、そしてバイアスとデマ・誹謗中傷問題 —

2022年9月12日

差別事象検討小委員会

公益社団法人鳥取県人権文化センター 尾崎真理子

1

お話し内容

1 人権学習資料「バイアス、ミナオス？」について

2 掲載バイアス4種+1

3 インターネットの4つの特性と2つの現象

4 インターネット上のデマと誹謗中傷にみられるバイアスの影響

2

人権学習資料 「バイアス、ミナオス？」 について

人権学習資料「バイアス、ミナオス？」

(1) 概要

- ・2021(R3)年度制作一般県民向け読み物資料
- ・3000部印刷。昨年度2月に第1次配付（県市町村、関係機関等）。その後、希望に応じて無料で追加配布中。

(2) 目的

- コロナ禍の不安とストレスが増大した時期にバイアス（社会心理含む）が再注目されたタイミングをとらえて制作。
- ・差別やハラスメントなど人権侵害に対するバイアスの影響を理解してもらう。
 - ・個人あるいは集団が適切に対処・コントロールする方法を伝える。

2

掲載バイアス4種 +1

5

「バイアス、ミナオス？」に掲載したバイアス・社会的心理

(1) メイン4種

ハロー効果	確証バイアス
黒い羊効果	根本的な帰属の誤り

(2) その他

ステレオタイプ^o

生存バイアス

集団同調性バイアス

バイアスの盲点

6

バイアスその1 ハロー効果 (Halo Effect)

人や物事を評価するときに、その外見や肩書き・学歴等の「分かりやすい目立つ特徴」に引きずられて、それ以外の部分を実際より良く(又は悪く)評価してしまうこと。



鳥取県人権文化センター人権学習資料「バイアス、ミナオス?」より

7

バイアスその1 ハロー効果

相手のネガティブな面に引きずられて、他の面も実際以上に悪く評価してしまうと、相手に直接的な不利益を与えることもある。

【事例】

ある大学で、字が下手な学生Aさんと字がきれいなBさんが、そっくりな内容のレポートを提出した。

教員は、AさんがBさんのレポートを写したと思い、Aさんの評価を下げた。



8

バイアスその2 確証バイアス (Confirmation Bias)

その人がすでに持っている考え
(信念)に合うような情報を
無意識に集め、そうでない情報は
無視・軽視してしまうこと。



鳥取県人権文化センター人権学習資料
「バイアス、ミナオス?」より

9

確証バイアスがステレオタイプを強める

ステレオタイプ あるカテゴリーに含まれる人には、
共通して特定の特徴があるという思い込み。
確証バイアスによって強化される。

カテゴリーの例

高齢者、子ども、外国人(●●人)、障がい者、
●型の人(血液型)、一人っ子、シングルマザー、
鳥取県民、都会から来た人、コロナ感染者…

10

バイアスその3 黒い羊効果 (Black Sheep Effect)

集団の中でなじめずに浮いている人を仲間として認めず、厄介者扱いし、排除しようとする集団心理。



鳥取県人権文化センター人権学習資料
「バイアス、ミナオス?」より

11

バイアスその3 黒い羊効果 (Black Sheep Effect)

注意その1



最初は好意的だった人も
だんだんと攻撃する側になる

黒い羊を攻撃する人が最初は少数であっても、その言動に影響される人が増えていきます。
そうすると、最初は黒い羊に好意的だった人も、「厄介者」とみなす多数派に同調してしまうことがあります。

12

バイアスその3 黒い羊効果 (Black Sheep Effect)

注意その2



攻撃の歯止めが利かない

白い羊たちの間では、「集団を守る」ための行動を通じて仲間意識が高まります。仲間意識が高まるほど、黒い羊は追い詰められます。

また、多くの人と同じような行動をとることで責任が分散されたように感じ、無責任な態度を取りがちになります。

13

バイアスその4 根本的な帰属の誤り (Fundamental Attribution Error)

他人がとった行動の原因をその人の性格や意思、態度などの「内的要因」に求め、社会的・状況的な「外的要因」を軽視してしまうこと。



鳥取県人権文化センター人権学習資料
「バイアス、ミナオス？」より

14

バイアスその4 根本的な帰属の誤り

例) 新人職員が勤務初日に遅刻した



15

バイアスその4 根本的な帰属の誤り

例) 女性の管理職が少ない問題

内的要因

- ◆能力が低い
- ◆経験が浅い
- ◆準備が不十分
- ◆女性自身が管理職に就きたがらない



外的要因

- ◆女性管理職のロールモデルがない
- ◆男性が築いたルールと人脈
- ◆女性への過剰な配慮や思い込み
- ◆男性中心の仕事スタイル

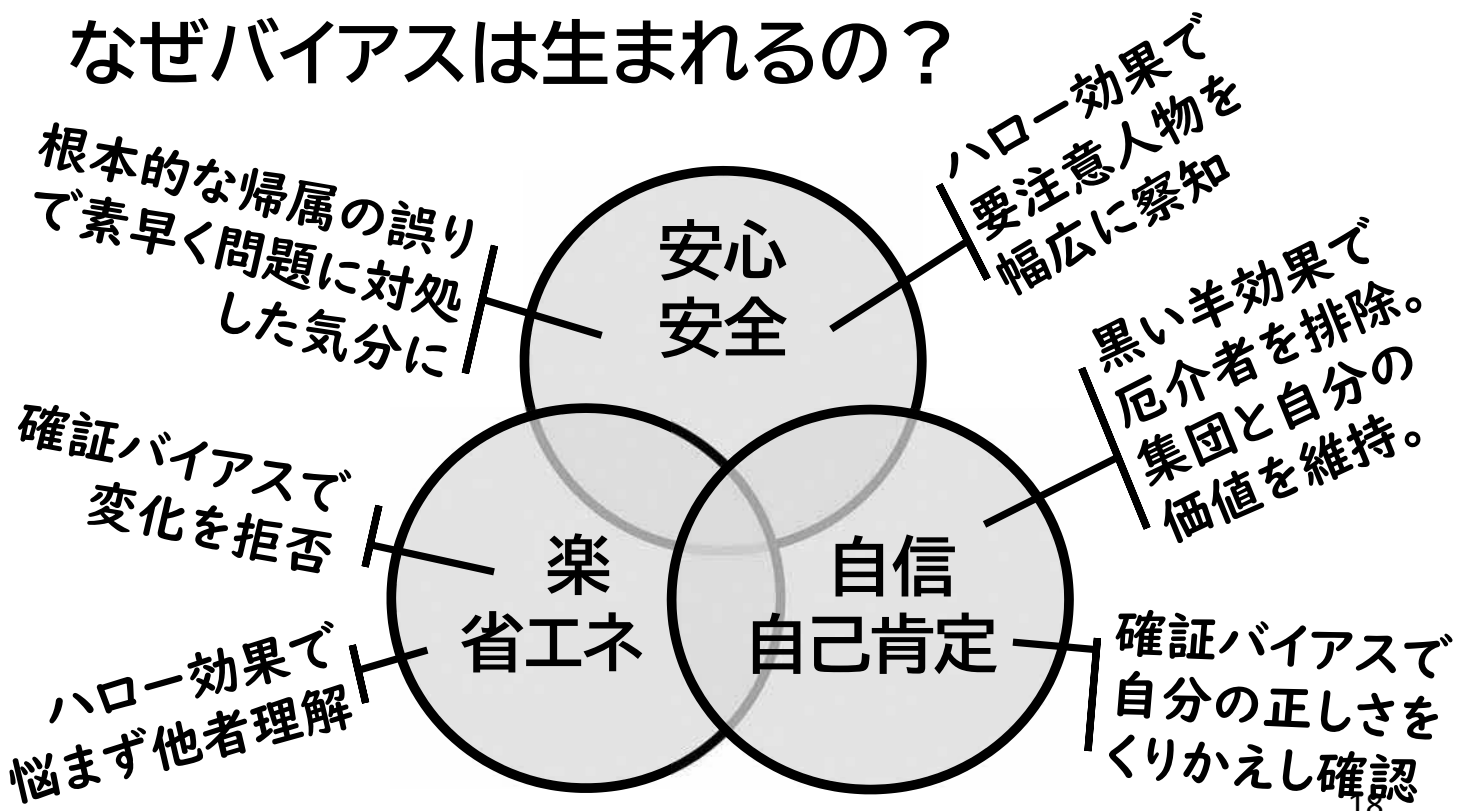
16

バイアスその4 根本的な帰属の誤り

- ★多くの問題には、**内的要因**と**外的要因**の両方がある。
- ★**外的要因**は問題を広く深く理解しないと分からないが、**内的要因**は状況をよく知らなくても指摘できる。
- ★**内的要因**と**外的要因**の両方を知り、それらが互いにどう影響しているか理解しないと、問題は根本的に解決しない。

17

なぜバイアスは生まれるの？

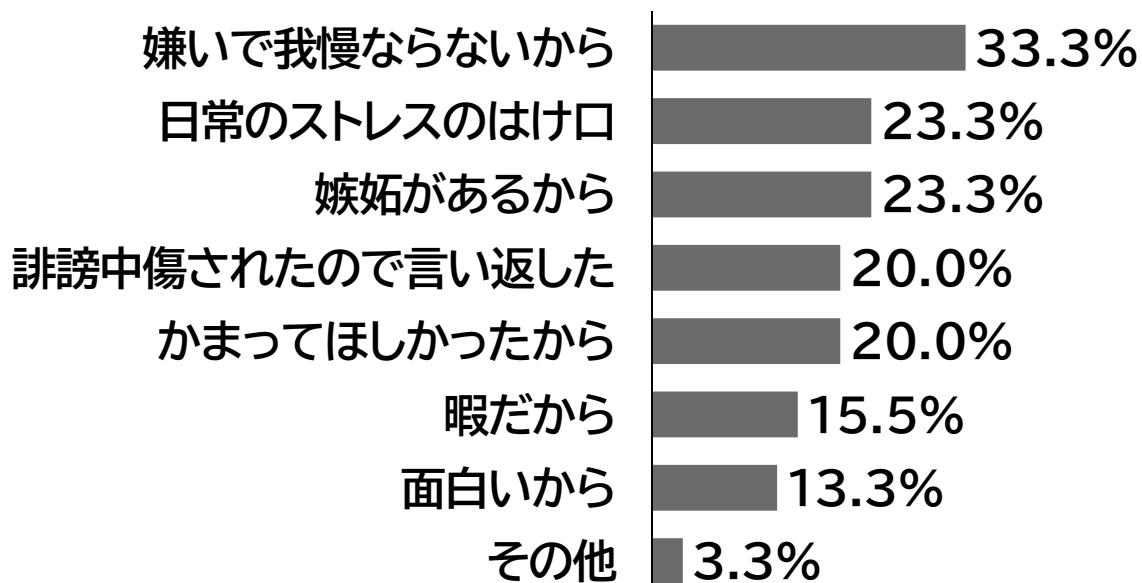


インターネットの4つの特性と 2つの現象

インターネットの4つの特性



SNSで他人の誹謗中傷をした理由 (複数回答)



2020年 BIGLOBE調査
21

SNSで誹謗中傷が起きる要因(例)

- 匿名性が高い
…自分がやったとバレないと思い大胆・過激になる。
- 相手が見えない
…相手の感情や傷つきに対して無神経になる。
相手も生身の人間であることを忘れる。
- 群集心理
…多くの人が批判・非難している相手に対しては、
「皆もやっているから」と罪の意識が薄くなる。

「噂の公式」

噂の流布量＝話題の重要さ×状況の曖昧さ



災害、選挙

23

フェイクニュースを信じて拡散した主な理由

- 怒りを覚え、それを表現したかったから、他の人と共有したかったから。
- 情報を共有して議論したかったから、他の人の意見を聞きたかったから。
- 社会のためになると感じたから。
- 自分の知っている情報を他の人に伝えることが好きだから。

【参考】Innovation Nippon 2019
「日本におけるフェイクニュースの実態と対処策」

24

インターネットの現象 I

エコーチェンバー（残響室）のような閉じたコミュニティの内部で、誰と話しても自分と同じ意見しか返ってこないような人々の間でコミュニケーションが行われることによって、特定の情報・アイデア・信念などが増幅・強化される状況。

エコーチェンバー現象

25

インターネットの現象 II

利用者の思想や行動特性に合わせた情報を提供し、望まない情報を遮断する機能（フィルター）のせいで、まるで「泡」（バブル）の中に包まれたように、自分が見たい情報しか見えなくなること。

フィルターバブル

26

インターネット上の デマと誹謗中傷にみられる バイアスの影響

個人や集団がもつバイアス(社会心理)

+

不安やストレスが
心理面に与える影響

ネット上の
デマ、誹謗中傷

インターネットの特性や
特有の現象

ネットの特性と現象、
バイアスの作用とコントロール方法の
両方を理解することが大切。

「バイアス、ミナオス？」—資料解説、そしてバイアスとデマ・誹謗中傷問題—
公益社団法人鳥取県人権文化センター 尾崎真理子

29

差別事象検討小委員会の「デジタルメディアリテラシー検討」の具体的進め方(案)

令和4年9月12日／人権・同和対策課

1 検討を進めていく上での論点 ※8月25日同委員会で承認され論点整理より抜粋

本県では令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正で第7条第1項にあらゆる差別を禁止する「包括的な差別禁止」を新たに明記することにより「鳥取県民が本来備えているであろう行動規範の順守」を基本ルール（社会規範）として位置付けた。

今年度、県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施することとしている。

※リテラシー：知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に活用する能力
⇒上記のような現状・課題を踏まえ、基本ルールを踏まえた「差別を正当化する集団規範」への啓発を実施することにより、基本ルールを普及・定着していく取組を検討する。

2 委員会の具体的な進め方

(1) 基本的な考え方 ※8月25日同委員会で今度氏が講演された際の配布資料より抜粋

○「デジタル・シティズンシップ」を実践できる啓発とする。

- ・批判的に考え、責任をもってテクノロジーを使用して、学習、創造、参加すること
- ・オンライン上で立ち止まって考え、行動するための方法と理由を学ぶ。
- ・人権と民主主義のための情報社会を構築する良き市民（県民）となるために学ぶ。

【良きデジタル市民（県民）となるための中核的資質】

- ①落ち着いて内省する（自分の気持ちを確かめることができる）
- ②見通しを探求する（他人の気持ちに気を配り、市民としての責任を考えることができる）
- ③事実と根拠を検討する（様々な情報源や要素を検討し根拠を確かめることができる）
- ④可能な行動を想定する（自分や他人への責任、影響を考えた上で行動方針を考えることができる）
- ⑤行動を起こす（前向きな行動方針を決定する、必要な時は助けを求めることができる）

※上記の5つの資質を発達させるための思考ルーチン

「感情を確認」⇒「原因を特定」⇒「対応を検討」⇒「行動の準備」

具体化させるために「デジタル・シティズンシップ教育」の推進と「バイアスミナオス」の活用検討

(2) 分野

人権意識調査、人権相談等の状況を踏まえて、差別を受けたとされる割合の高い「同和問題（部落差別）」「障がいのある人」「感染症等病気に関わる人」「性的マイノリティ」「職場」の中から取り上げる分野を決定する。

※今回取り上げられなかった分野については、次年度以降の取組の中で検討を行う。

<参考：「第5回鳥取県人権意識調査」の主な調査結果（抜粋）>

【差別等の実態】

- 職場（学校）での嫌がらせやいじめ、差別待遇（不平等・不利益な取扱い）やプライバシーの侵害など、日常生活の中で様々な人権侵害が発生している。
- 地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動などの「部落差別」が、依然として存在している。
- インターネット、ハンセン病、障がい者などの人権問題の認識は比較的高く、性的マイノリティに関しても、理解が進んできている。一方で、女性や子ども、高齢者、外国人の人権の認識が不足している。
- 同和問題（部落差別）の現実や「身元調査」の問題性などが正しく理解されていない。

(3) コンテンツの検討

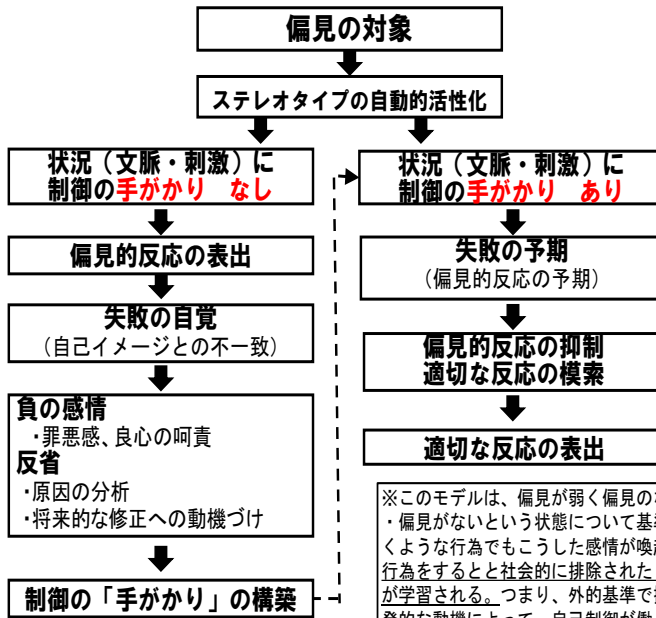
コンテンツは(2)の分野の中で、次の点に留意しながら検討を行う。

- ① (1) デジタル・シティズンシップ」を実践できる啓発を基本とする。
- ② 「偏見の自己制御モデル」の「手がかり」の一つとして「バイアスミナオス」を活用する。
ステレオタイプの思考を避けたいという動機を持っている人でさえ、認知資源が十分でなかったり、ステレオタイプの影響に気づけなければステレオタイプに従った判断や行動をしてしまう。
⇒こうした失敗を繰り返さない心理的な仕組みが作られることで、偏見の低減や解消が実現されるとする「偏見の自己制御モデル」の「手がかり」を活用する。

【参考】偏見の自己制御モデル

○ステレオタイプの思考を避けたいという動機を持っている人でさえ、認知資源が十分でなかったり、ステレオタイプの影響に気づけなければ、ステレオタイプに従った判断や行動をしてしまう。
 ⇒こうした失敗を繰り返さない心理的な仕組みが作られることで、偏見の低減や解消が実現されるとする「偏見の自己制御モデル」をデヴァインとマルゴ・モンティースが提起。

<出所> 偏見や差別はなぜ起こる？ (北村英哉、唐沢穰 (編))



○このモデルが強調するのは、**偏見の自己制御を働かせる「手がかり」が各自の中につくられることの重要性**。
 ○**平等主義的規範の内面化**などによって、**偏見のない自己**というイメージが形成されると、それに反する判断や行為をしたと気づいたときにはおのずと罪悪感や良心の呵責が生じる。
 ○そして、なぜそのようなことが起きたのかを探ったり、同じことを繰り返さないようにと考える反省が起こる。
 ○罪悪感や良心の呵責が罰として機能し、それを避けるための状況分析と学習が促される。
 ○その結果、過去に偏見を示した文脈や対象は、同じ失敗を予期させる「手がかり」として機能するようになり、同様の状況では偏見的反応の意識的抑制が起こるようになる。

※このモデルは、偏見が弱く偏見のない自己イメージを持つ人々を念頭に置いたものであるが、偏見の強い人にも適用可能。
 ・偏見がないという状態について基準が低い、あるいは偏見のないイメージを持たないために、偏見の弱い人が罪悪感を抱くような行為でもこうした感情が喚起されることが、偏見の抑制を求めるような社会的規範があり、その基準に反するような行為をすると社会的に排除されたり、叱責を受けるといった罰が与えられる場合は、偏見的反応を制御する「手がかり」が学習される。つまり、外的基準で抑制すべき偏見的反応を見つけ、社会的制裁を避けて、社会的承認を受けたいという外発的な動機によって、自己制御が働くようになる。

③ 事例（４コマ）の中に「バイアス」を盛り込む。

<LGBT の例「カズオの物語」>

1	大学に合格したカズオは、いち早く人とつながりたいと思い、その大学の非公開 SNS グループに参加。グループ内で、ある生徒が性的マイノリティを嫌うような差別的な言葉を投稿した。	
2	カズオは、はじめはその投稿を見たときに不快に思ったが「大学で新しい友達を作りたい」という気持ちから、差別的な投稿に「同感」を返信。	「集団同調性バイアス」 周囲と同じ行動をとることが安全と 考えてしまうこと。自分の判断に自 信が持てないときや少数派になるこ とを恐れる心理が背景にある。
3	数週間後、大学の審査チームが、この SNS グループ内の差別的な投稿に関する通報を受けたため、調査をすることとなった。	
4	差別的な発言をした生徒の入学を取り消すという判断を下し、カズオにも入学取り消しの通知が来た。	

(出所) デジタル・シティズンシップ プラス (著者: 坂本旬氏、今度珠美氏ほか 6 名)

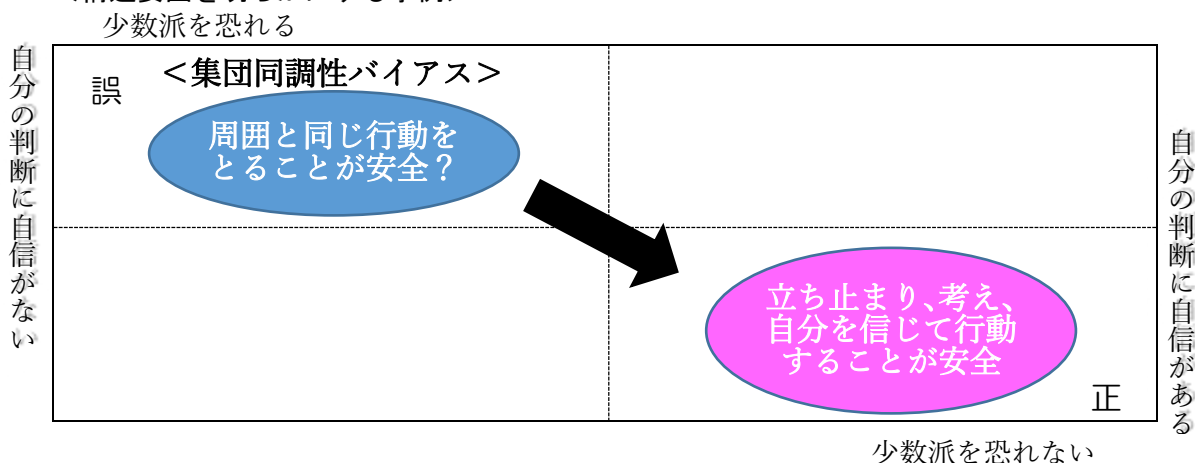
④ 構造的要因を明らかにする。(例：集団同調性バイアスの構造分析)

構造的な要因を明らかにした上で、気づきを与えることで、①固定観念を変える、②感情を抑制する、③行動を抑止する、という観点で啓発方法を検討する。

※構造的要因を分析する際に、以下の点にも考慮

- ・なぜ優位に立ちたいと考えるのか(社会構造の問題でもある)
- ・自身のバイアスに気付くのは容易ではない。
- ・フィルターバブルは自身の優位性を強化し不利な情報を排除する。
- ・SNSの功罪

＜構造要因を明らかにする事例＞



(4) 留意事項

- 本年度取り上げる分野によっては、例えば、職場におけるハラスメントを取り上げる場合、救済(ハラスメントの相談窓口)、支援内容を基本設計に入れることが必要。
- コンテンツ「ネットと人権」として、加害者にも被害者にもならないために、SNSやインターネットは正しく使えば社会を生きる武器にもなるが、誰かを傷つける凶器にもなることや、「匿名性」そして「不可視性」によるオンライン脱抑制を引き起こし、誹謗中傷をつぶやけば「リツイート」機能によって大規模に拡散するといった学習を入れていく。

3 今後のスケジュール

＜第3回～第5回＞「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発の検討(コンテンツ中心)

○日時：(第3回) 10月21日(金)、(第4回) 11月7日(月)、(第5回) 12月19日(月)

○内容：

9月上旬～ 10月上旬	<p>1 次の点について、県とM&Mとで検討を行い、M&Mにおいて基本設計を行う(9月中旬に中間確認)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検討するコンテンツ(バイアス)の絞り込み ○啓発のステップ <p>バイアスを生む構造を可視化し、破壊していく手法について検討。</p> <p>(①認識する、②体験する、③変える)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○差別を生み出す構造を踏まえた啓発方法 <p>＜差別を生み出す構造＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①固定観念や統一性・均一性を重んじる社会の風潮等(バイアス) +感情⇒偏見 ②偏見+行動⇒差別(マジョリティ⇒マイノリティ) <p>2 基本設計について監修者(今度氏)と協議を行う。</p>
(第3回) 10/21	○監修者了解の基本設計書のポイントについて説明を行い、委員から意見を求め、基本設計に反映させる。
10月下旬～ 11月上旬	<p>1 県とM&Mとで検討を行い、検討委員会の意見に基づき基本設計を修正するとともに、実施設計のポイントについて検討を行う。</p> <p>2 基本設計の修正および実施設計のポイントについて監修者(今度氏)と協議を行う。</p>
(第4回) 11/7	○監修者了解の基本設計書の修正部分及び実施設計のポイントについて説明を行い、委員から意見を求め、基本設計及び実施設計に反映させる。
11月中旬～ 12月中旬	○県とM&Mとで検討を行い、検討委員会の意見に基づき基本設計及び実施設計を修正する。
(第5回) 12/19	○啓発サイト全体の確認